

平成30年8月31日

○規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第51号

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「法第59条の2」を「法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項」に改め、「居宅要支援被保険者等」の次に「（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、第2項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

第7条第2項中「第4条第2項及び第3項」を「第4条第2項から第4項まで」に、「第1項」とあるのは「第7条第1項」を「第1項中」とあるのは「第7条第1項中」に、「第7条第2項において読み替えて準用する前項」を「同条第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「次項」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する次項」と、同条第4項中「第1項及び第2項」とあるのは「第7条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する第2項」と、「第1項中」とあるのは「同条第1項中」と、「第2項中」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する第2項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第7条の規定は、平成30年8月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年7月31日以前に行われた国基準訪問型サービス及び基準緩和訪問型サービスに係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市規則第52号

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号通所事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「法第59条の2」を「法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項」に改め、「居宅要支援被保険者等」の次に「（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、第2項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

第7条第2項中「第4条第2項及び第3項」を「第4条第2項から第4項まで」に、「第1項」とあるのは「第7条第1項」を「第1項中」とあるのは「第7条第1項中」に、「第7条第2項において読み替えて準用する前項」を「同条第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「次項」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する次項」と、同条第4項中「第1項及び第2項」とあるのは「第7条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する第2項」と、「第1項中」とあるのは「同条第1項中」と、「第2項中」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する第2項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第7条の規定は、平成30年8月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年7月31日以前に行われた国基準訪問型サービス及び基準緩和訪問型サービスに係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第53号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「又は第8項」を「若しくは第8項又は法附則第6条第7項」に、「財産の差押えをする」を「の質問、検査若しくは搜索又は財産の差押えを行う」に改め、同条第2項中「保育料等滞納者財産差押証票」を「保育料徴収職員証」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第10条関係）

（表）

← 9センチメートル →

第	号		
職	氏名		
保育料徴収職員証			
小田原市長		印	
年	月	日	発行

↑
6センチメートル
↓

（裏）

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の利用者負担等に関する条例施行規則(抄)

(身分を証明する証票)

第10条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第7項若しくは第8項又は法附則第6条第7項の規定に基づく滞納処分のための質問、検査若しくは捜索又は財産の差押えを行う当該職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

2 前項に規定する身分を証明する証票は、保育料徴収職員証(様式第5号)とする。

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。